

# 令和元年度 安全報告書

(本報告書は、航空法第 111 条の 6 に基づき作成したものです。)

北日本航空株式会社



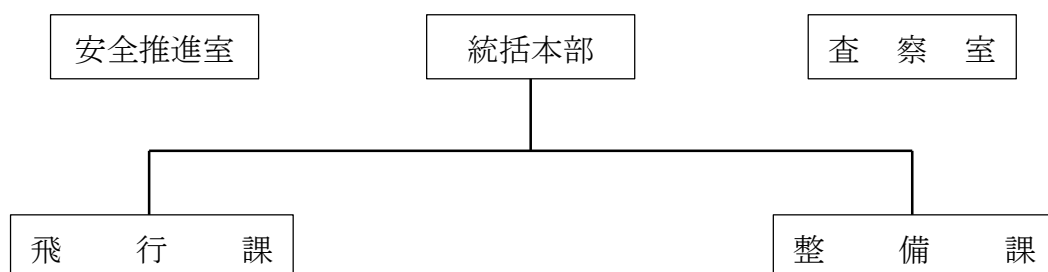
1. 輸送の安全を確保するための、事業の運営の基本的な方針に関する事項

基本方針 「法令遵守、安全第一」

2. 輸送の安全を確保するための、事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する事項

① 安全確保に関する組織



② 各組織の機能及び役割の概要

組 織	機 能 及 び 役 割
統 括 本 部	運航部門・整備部門を指揮監督
安全推進室	安全意識の啓蒙
査 察 室	機長及び同候補者に対する技能審査
飛 行 課	運航及び運航管理業務
整 備 課	整備及び整備管理業務

③各組織における人員数（カッコ内兼務）

統 括 本 部	1 名
安全推進室	(4 名)
査 察 室	(1 名)
飛 行 課	3 名 (4 名)
整 備 課	2 名 (3 名)

③ 航空機乗組員及び整備従事者の数

航空機乗組員	3名
整備従事者	5名

④ 整備従事者の内、有資格整備士の数

有資格整備士	2名
--------	----

(2) 日常運航の支援体制

① 航空機乗組員に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(国空航第 58 号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領(国空航第 69 号、国空機第 68 号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

② 整備従事者に係る訓練及び審査の内容

「整備規程審査要領(国空航第 73 号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領(国空航第 69 号、国空機第 68 号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

③ 運航管理者等に係る訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領(国空航第 58 号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領(国空航第 69 号、国空機第 68 号)」により定められています。これらの要領については、国土交通省のホームページをご覧ください。

④ 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

運航部門で発生した不具合等は運航管理担当者又は飛行課長を経由し、整備業務中に発生した不具合事項は整備課長を経由し、両部門の最高責任者である統括本部長に報告されます。報告を受けた統括本部長は是正措置を講じ、その内容を関係者に周知させます。

⑤ 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

安全推進室が次の活動を行なっています。

- ・ 事故情報の収集
- ・ 緊急時対応定期訓練

(3) 使用している航空機に関する情報

型式	機数	座席数	年間飛行時間	年間飛行回数	機齢
C172M ラム型	1	3	369 時間	227 回	47 年
PA34-220T 型	1	5	871 時間	1,127 回	11 年

3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況及び再発防止のために講じた措置

(1) 航空事故

航空事故は発生しませんでした。

(2) 重大インシデント

重大インシデントは発生しませんでした。

(3) その他安全上のトラブル

その他安全上のトラブルは発生しませんでした。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 国から受けた事業改善命令等

事業改善命令等は受けませんでした。

(2) 輸送の安全を確保するために講じたその他の措置

令和元年12月に使用航空機の安全総点検を実施しました。

(3) 令和元年度における安全に関する目標とその実施状況

目 標 : ①航空事故、重大インシデントの発生件数0件の継続  
②安全推進会議の開催件数月1回  
③ヒヤリハット情報の収集件数年間12件  
実施状況 : ①航空事故、重大インシデントの発生件数0件を継続  
しました。  
②安全推進会議を年間10回開催しました。  
③ヒヤリハット情報を年間12件収集しました。

(4) 令和2年度の安全に関する指標、目標値

①航空法第111条の4の規定に基づく安全上の支障を及ぼす事態の発生件数0件の継続  
②安全教育（他社事例の分析）年間12回  
③ヒヤリハット情報の収集と分析年間12件

以上